

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書 を受けた責任の所在及び再発防止策

学校法人茶屋四郎次郎記念学園
理事長 長倉 迪夫

学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）を受けて、本法人は、以下のとおり責任の所在及び再発防止策を決定した。

第 1 本法人の運営上の問題点

第三者委員会報告書では、本法人運営について、「二転三転」、「その場しのぎ」という表現がなされ、管理運営上の問題が指摘されている。

本法人では、その原因を検討し、以下のように結論づけている

【本法人運営上の問題点】

原因は単純ではなく、様々な要因が構造的に重なり、負の連鎖をもたらすことになったが、その根底には、中島氏への権力の集中、学園の私物化がある。

（主な要因）

- ・ 中島氏に恩義を感じる側近の存在、復帰を当然とする意識、社会との認識のずれ、希薄な危機意識により目先の利益を優先
- ・ 諸規則やルールが存在しないもしくは不明瞭。チェック機能を有する理事会、監事も機能不全
- ・ 教職員は、報復を恐れるあまり、声をあげたくてもあげられない状況

第 2 関係者の責任

1 理事及び監事の責任の所在及び果たし方

下記（理由）に該当する現理事及び現監事については、速やかにその職を降りることによって責任を果たすものとする。

（理由）

第三者委員会報告書に記載のとおり、平成 2 0 年公表に反してまで中島氏の本法人への関与や復帰を認める合理的理由はなく、復帰当時の文部科学省告示に照らしても、学校関係者の性的犯罪に及んだ同氏が「社会的信望を有する」と社会的に認められるとは言い難い（第三者委員会報告書公表版 P 1 0 1）。しかしながら、本法人の理事らは、令

和2年11月の中島氏の理事長復帰を承認した。その後本法人においては、中島氏らを中心とする大学同窓会紛争、中島氏による特別指導料の個人的受領など中島氏による権限一極集中体制による弊害が生じ、さらに中島氏から返金された特別指導料を同氏に再度支払った事案が発生し、中島氏の影響力を強く受けていた。また、令和4年9月には、平成20年計画を無効とし、中島氏を中心とした学園運営を行う計画に賛同した。

これらの中島氏復帰及び管理運営上の問題について、理事は経営陣として、また監事は業務運営に対して異を唱えずその機能を果たさなかったため、中島氏を本法人へ関与・復帰させたこと及び本法人の管理運営上の問題を生じさせたことについての責任を負うべきであるため。

2 前記1の役員のうち、現管理職である者の処遇

前記1の（理由）に該当し、法人の管理職や、本学の学長、副学長その他の管理職（以下「管理職等」という。）に就く者について速やかに外れるよう、人事異動の措置をとる。なお、人事異動後2年程度は中枢を担う職に就かせないものとする。

（理由）

役員として責任を負う者は、法人の経営及び教学に関し中枢を担う職に就くべきではないため。

3 その他の理事及び監事も適格性を問われるのが相当であること

1の責任を負わない現理事及び現監事についても、その職を降りるものとする。

（理由）

改めて、理事又は監事としての適格性を問うため。

4 いわゆる側近の対応

(1) 側近とうかがわれる者の対応

プロジェクトチームで検討した結果抽出された側近とうかがわれる者について、コンプライアンスを最優先に遵守することを誓約させる。

（理由）

中島氏の関与を予防するとともに、教職員との信頼関係を構築する必要があるため。

(2) 上記のうち人事異動の対象者

(1)の対象者のうち数名については、中枢的な地位から異動（既に中枢的な地位から退いているものは除く）させ、異動後2年程度（特に中島氏が影響を及ぼすであろう者については3年程度）は、役員や中枢を担う職には復帰させないものとする。

（理由）

中島氏と関係が強く、今後、中島氏が同人らを通じて法人に影響を及ぼそうとするおそれが高いため。

(3) 側近以外で、中島氏からの関与を予防する必要がある部署に所属する者

下記（理由）に該当する部署に所属の主任以上の者に対して、コンプライアンスを最優先に遵守することを誓約させる。

（理由）

側近とまで評価されないものの、中島氏が関心を有する業務を行う部署については、中島氏が接触し、影響力を行使する可能性があるため。

(4) 側近以外で中島氏からの関与を予防する必要がある者

下記（理由）に該当するものと考えられる者については、コンプライアンスを最優先に遵守することを誓約させる。なお、中島氏が理事長を務める法人の理事を兼務する教職員については、同法人の理事を辞任することを要請する。

（理由）

側近とまで評価されないが、中島氏からの関与を予防するため

5 その他個別事案に関係した者への対応

本法人が認識している中島氏との間で発生した個別事案に関与した者らについて、その関与度合等を考慮して、懲戒手続に付議もしくは嚴重注意処分とする。

6 中島氏との関与に関する就業規則違反

その他、上記役職員らについて、中島氏との関与に関する就業規則違反が認められた場合には、別に懲戒処分を検討する。

第3 再発防止策

第三者委員会の提言に基づき、以下の事項を再発防止策として定め、中島氏との関係遮断、中島家の影響力の排除を行い、健全な法人運営体制を確立する。

1 平成20年公表等の本大学ホームページへの継続掲載

平成22年公表及び平成27年公表について、令和6年11月中に速やかに掲載するあわせて中島氏との決別もあわせて公表する

2 教学分離の徹底

(1) 教育研究評議会及び教授会の位置づけ・権限等の検討

教学分離をはかるうえで、教育研究評議会や教授会の位置づけや権限等について令和7年3月を目途に検討

(2) 学長選考プロセスの改定と学長選任基準の制定

学長選考における法人理事長の影響を弱め教学分離を図る趣旨で、学長選考プロセスの見直しを行い、関連規程（教育研究評議会規程、学長等選考規程）の改定を令和6年12月までに実施。なお、学長選任基準規則の制定もあわせて実施

3 理事会の改革

(1) 十分かつ厳格な外部理事の確保

令和6年11月までに、理事の構成や選任基準を明確化した「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を制定する

その後、後任の手当が済んだ時期（令和6年12月頃を想定）新たな選任基準に従い、理事を選任し、新体制へ移行

(2) 理事が適正に職務を執行できる体制の確保

適正な意見・発言を行い、報復人事を抑止するための体制確保のため、令和7年1月迄を目途に、公益通報者保護規程の改定を検討

また、令和7年3月を目途に、人事に関わる不服申し立ての受付・審議等を行う委員会の設置を検討

(3) 理事会運営方法の改善

理事会での十分な議論を可能にするため、関係資料の事前配布等のルールを明確化
また、理事会での審議漏れ等のチェックを行えるよう、監事監査の権限等の強化
さらに理事会での審議事項について、継続的なモニタリングができるよう、モニタリングのためのプロジェクトチームの設置や、監事監査の項目への追加

4 評議員会の改革

令和6年11月までに、本法人の評議員としてふさわしい要件を明確化した「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を制定

また、令和7年4月以降の施行される改正私学法に対応するための寄附行為の変更を令和7年3月までに実施

5 教職員の健全育成

(1) 教職員の育成強化、コンプライアンス教育の必要性

まずは、新体制への移行や法人運営の改善に向けての理事長からの教職員に向けてのメッセージを発信

その後、令和7年3月を目途に、コンプライアンスを含めた研修計画を策定し、翌年度から実行

(2) 一般教職員の処遇と教職員間の信頼回復及び懲戒手続

「関係者の責任」の項目で記載のとおり、必要な人事異動等は速やかに実施
また、中島氏との関与による就業規則違反が発生した場合には、早期に対応で

きる体制を整備

(3) 人事異動と業務の引継ぎ

令和6年12月より、長期固定化している役職者の洗い出しを実施、ただし、人事ローテーションの導入は、長期的な検討課題として設定

(4) 人事評定

令和6年12月までに現状の人事評定制度の内容について検討し、令和7年3月までに必要あれば改善策を策定

6 監査機能の強化

(1) 監事

令和6年11月を目途に、監事の選任基準を明確化した「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を制定

そのうえで、翌年度から監査スタッフの補充や他の監査部署、機関等の連携を行えるよう体制を整備

(2) 独立監査人

監事、内部監査室等の他の監査部署、機関等の連携を図ることにより監査の実効性を向上

(3) 内部監査室

令和7年3月までに、内部監査室長の任命や監査スタッフの補充、内部監査規程の改定等を行い翌年度から監査の実効性を向上

また、令和7年1月までに外部通報窓口の導入の検討、委託先の選定、関係規程の改定を行い、令和7年2月から外部通報窓口の運用を開始

(4) 法務室

内部監査室の連携を継続

組織内弁護士については、改めて日本弁護士連合会が規定する弁護士職務基本規程を遵守

7 中島氏が関与する法人との取引の整理

取引関係の整理・調査の方針策定のための予備調査を実施し令和6年12月までに方針を決定

令和7年1月以降に、予備調査結果から策定した方針に基づき、令和7年3月を目途に本調査を実施

なお、調査結果から、中島氏が関与する法人との取引が判明した場合、法律専門家を交えて対応を検討

8 たちばな学園との兼務解消

令和 6 年 12 月までに兼務を解消するための計画を策定し、その後、計画に基づき兼務解消を図る。

なお、たちばな学園について、本法人のホームページでの「関連校リンク」からの削除は速やかに実施する（サンシャイン学園についても同様）

9 就業規則における「創立者」に関する規程

令和 6 年 11 月までに、「コンプライアンス規則」、「創立者の関与防止細則」、「関与防止マニュアル」を制定

その後、役員及び教職員への周知徹底を図る。

10 ガバナンス・コードの改定

令和 6 年 11 月までに、創立者を礼賛する事項等について、改定・削除を実施

他のガバナンス関連の規程の制定や改正私学法対応のため、令和 7 年 3 月までに内容を再検討し、再改定

11 校歌の改定

令和 6 年 12 月より、校歌制定委員会（仮称）を設置し、校歌の改廃を含めて検討。
令和 7 年 6 月を目途に新校歌制定

12 理事長・学長室の改装

令和 7 年 2 月までに、改装後の用途及び中島氏の私物の処理方針等決定
その後、処理方針に従い、改装等実施。

13 その他追加検討事項

（１）改正私学法対応

令和 7 年 4 月から、改正私学法が施行されることに伴い、必要な内部統制システム等の整備を実施

（２）中島氏（家）影響排除のための追加検討

令和 7 年 3 月までを目途に、中島氏（家）の影響の排除のため、法人名の変更等も含め幅広い対応を検討し、令和 7 年 4 月以降随時実行